

災害応急活動支援システム新「多助」利用規約

一般財団法人消防防災科学センター

第1 総則

- 1 一般財団法人消防防災科学センター（以下「センター」という。）は、災害応急活動を支援するシステム新「多助」（以下「多助」という。）の利用に係る利用団体・スマートフォン・フィーチャーフォン所持者が順守すべき必要な事項を本規約に定めるものとする。
- 2 都道府県、市町村等で「多助」を利用する団体（以下「利用団体」という。）は、本規約の事項及び「多助」アプリケーション・プライバシーポリシーの事項に同意のうえ、利用の申込みを行うものとする。
- 3 センターは、利用団体からの当該申込書の受理をもって、相互間の利用に関する契約が成立したものであるものとする。
- 4 本規約は、平成30年3月31日までの利用に適用する。

第2 利用に関する事項

1 「多助」の機能及び利用の形態

(1) パソコン又はタブレット（以下「パソコン等」という）「多助」の機能は、次のとおりである。

- ① 活動要請の伝達機能
- ② メールによる一斉指令伝達機能
- ③ 画像情報表示機能
- ④ 位置情報表示機能
- ⑤ 緊急時本部呼出し受信機能（オプション）
- ⑥ 消防防災GIS連携機能

(2) 利用団体に所属のスマートフォン所持者（以下「スマホ登録者」という）が利用できる「多助」の機能は、次のとおりである。

- ① 活動要請の伝達機能
- ② メールによる一斉指令伝達機能
- ③ 画像情報送信機能
- ④ 位置情報送信機能
- ⑤ 緊急時本部呼出し機能（オプション）
- ⑥ トランシーバー機能（オプション）

(3) 利用団体に所属のフィーチャーフォン所持者（以下「ガラ携登録者」という）が利用できる「多助」の機能は、次のとおりである。

- ① 活動要請の伝達機能

(4) 「多助」の利用の形態は、次のとおりである。

- ① 前記(1)(2)(3)のオプション機能を除き利用するケース

- ② 前記（１）（２）（３）のオプション機能を含め利用するケース
 - （２）「多助」の利用の形態は、次のとおりである。
 - ① 前記（１）のオプション機能を除き利用するケース
 - ② 前記（１）のオプション機能を含め利用するケース
 - （３）利用団体は、グループに分けて「多助」を利用することができる。
- ２ 利用の申込み
- （１）利用団体は、「多助」を利用しようとする場合、別紙１「災害応急活動支援システム「多助」利用申込書（以下「申込書」という。）及び別紙１－１「「多助」利用申込書添付グループ名登録一覧表」に必要な事項を記載の上、センターに提出すること。
 - （２）センターは、「多助」利用申込書を受理した場合、登録申込みのあったパソコン等に係るインターネットアクセスURL、ログインID及びパスワード並びにスマホ登録者に係るログインID及びパスワードを作成し、別紙２「「多助」に係る情報管理台帳（「利用団体基本情報」含む。）」（以下「管理台帳」という。）に記載の上、利用団体に電子データで送付する。
- ３ 利用の開始等
- （１）センターは、原則として前月の１６日から当月の１５日までに申込書を受理した場合、その翌月の１日から使用を開始できるように手続きをする。
 - （２）利用団体の負担により、インターネット回線、パソコン等及び必要により緊急信号表示器等の資機材を整備すること。
 - （３）利用団体は、パソコン等にセンターから送付されたインターネットアクセスURLを入力してインターネットに接続し、ログインID及びパスワードを入力することで利用開始できる。
 - （４）スマホ登録者は、各自のスマートフォンに「多助」のアプリケーションをインストールするとともに、利用団体から付与されたログインID及びパスワードを自ら入力することで利用開始できる。
 - （５）ガラ携登録者は、端末に設定している受信可能なメールアドレスを利用団体に届けることで利用開始できる。

また、ガラ携登録者は、常に多助サーバからの活動要請メールを受信可能な状態を維持すること。
 - （６）スマホ登録者は、スマートフォンの機能維持（ログインID及びパスワードの継続使用）のため、９０日間以内に１回、「多助」のアプリケーションを起動すること。

利用団体は、スマホ登録者が９０日間以内に１回は「多助」のアプリケーションを起動することができるように周知すること。
- ４ 利用の変更
- 利用団体は、スマホ登録者、ガラ携登録者の異動等により「多助」の登録の変更が生じた場合には、別紙３「災害応急活動支援システム「多助」利用変更届」及び変更後の管理台帳を速やかにセンターに提出すること。
- ５ 利用料
- 平成３０年３月３１日までは無料で利用できる。
- ６ 利用の停止

- ⑤ 人種、民族、性別等によって差別すること。
 - ⑥ 知的財産権（特許権、商標権、著作権、肖像権等）、プライバシー権、その他一切の権利を侵害すること
 - ⑦ 個人情報を掲載すること。
 - ⑧ 複数の利用団体が相互に「多助」の活動情報を共有している場合は、団体の承認なく団体の活動情報を外部に掲載すること。
- (7) その他次に掲げること
- ① 一つのログインIDを複数人で利用すること（ただし、多助の運営に必要であるとセンターが認めたログインIDは例外とする。）。
 - ② メールアドレスを登録して活動要請をメールで受信する場合、登録者自身が使用する端末以外のメールアドレスを届けること。
 - ③ センターの承認を得ることなく「多助」を宣伝、営業行為などに利用すること。
 - ④ パソコン等・スマートフォン画面に表示した「多助」に関連する表示情報を電子媒体に記録し、「多助」以外の活動に利用すること。

第4 権利に関する事項

1 「多助」に関する権利

- (1) 「多助」に関する権利、権限及び利益は、他の者に帰属するものを除き、著作権法、商標法、その他の法令により、センターに帰属する。
- (2) 利用団体及び登録者は、「多助」のアプリケーションを解析してはならない。

2 地図に関する権利

(1) 地図データの著作権について

- ① パソコン等に表示の地図データは、株式会社ゼンリンデータコム、株式会社ゼンリン又はこれらに権利を許諾する第三者に帰属する。
- ② スマートフォンに表示の地図データは、アンドロイド系端末は Google 社、 아이폰系端末は Apple 社又はこれらに権利を許諾する第三者に帰属する。
- ③ 地図閲覧の権利は、登録者自身が使用する機器でのみ、データを閲覧する権利を有する。

- (2) 地図データが利用団体の使用目的又は要求を満たさない場合あるいは、正確かつ完全なものでもない場合でも、センターは、地図データの交換・修正・代金返還その他の責任を負わない。

3 権利義務譲渡の禁止

利用団体は、本規約上の地位又は本規約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

第5 その他

1 責任の制限

センターは、「多助」を利用したこと又は「多助」を利用できなかったことによって引き起こされた直接的損害又は間接的損害については、一切責任を負わない。

2 「多助」の仕様の変更又は運用の中断・廃止

- (1) 「多助」の仕様は、必要に応じ変更することがある。
 - (2) センターは、「多助」の運用が困難となったと判断した場合には、「多助」の運用を中断又廃止することができる。
 - (3) センターは、「多助」の仕様の変更又は中断若しくは廃止する場合、予め利用団体にその旨を通知する。
- 3 本規約の変更
センターは、本規約に定める方法で利用団体に通知することにより、本規約を変更できる。
センターは、利用団体が本規約の変更後も「多助」の利用を継続する場合には、本規約の変更に同意したものとみなす。
 - 4 利用団体へのお知らせ
センターは、「多助」に係るサービスの一時停止、アプリケーションのバージョンアップ等必要な情報については、利用団体が届けた電子メールアドレスに電子メールを送信及びホームページにおいても周知する。
 - 5 準拠法
本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法を適用する。
 - 6 管轄裁判所
本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理する。
 - 7 本規約に関する問合せ
本規約に関する問合せは、利用団体にあつてはセンターに、スマホ登録者、ガラ携登録者にあつてはそれぞれが所属する利用団体に行うこととする。

第6 本規約の適用

本規約は、平成29年9月1日から適用する。